

平成 17 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名：株式会社 ヤマシナ  
代表者名：代表取締役社長 曾 田 史 郎  
（コード番号 5 9 5 5 大証 2 部）  
問合せ先：専務取締役 佐々木 正 義  
電話番号：0 7 5 - 5 9 1 - 2 1 3 1

### 第 3 回新株予約権の発行等に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 4 月 26 日開催の当社取締役会において、同年 8 月 10 日を効力発生日として 1 単元株数 1,000 株を 100 株に併合すること、及び同年 8 月 11 日に第三者割当による第 3 回新株予約権を発行することについて開示いたしました。その発行目的、行使価額算定根拠、その他に関し、下記のとおり補足説明をいたします。

#### 記

#### 1、当該新株予約権の発行目的

当社は、ねじ本業による配当原資の捻出は至難であることから、自動車部品の製造・販売、商業施設の開発、情報コンテンツの開発、その他の新規事業へ参画し、その相乗効果をもって企業再生・業績向上を図ることとし、その事業資金の調達のため総額 25 億 6,700 万円の new share 予約権を発行することにいたしました。

なお、本 new share 予約権の権利行使は、新規事業の着手及び進捗状況に合わせて調達するため、行使期間を平成 17 年 8 月 12 日から平成 20 年 8 月 11 日までの 3 年間としました。

#### 2、当該 new share 予約権の行使価額が、株式併合後においても 1 株につき 22 円とした理由

##### (1) 株式併合の必要性

当社は、当期において累積赤字を解消して利益水準に見合った配当体制を整備するため、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の第 130 期定時株主総会に資本減少の議案を上程することにしてはいますが、4 億株近い発行済株式数の適正化と株式取扱事務の簡素化は避けては通れない課題であります。何よりも会社再生は、過半数以上の安定株主構成による会社運営が不可欠であることから 10 対 1 にいたしました。

##### (2) 行使価額の算定根拠

行使価額は、本年 4 月 26 日の当社取締役会において本 new share 予約権発行を決議した前日から過去 6 ヶ月間の終値の平均値の 90% 相当の 22 円とし、株式併合後の株式数及び時価による調整は行わないことにいたしました。

##### (3) 株式併合後においても 1 株につき 22 円とした理由

第 1 項で述べました新規事業は、その情報・ノウハウ・人材の提供及び資金支援を当該 new share 予約権の引受先であるエンジェル 1 号投資事業組合が、長期安定株主となって

会社と一体となって取り組む旨の提案を受けております。

しかし、100%成功する保証のある事業はないことと、当社の長年の赤字経営の状態、新規事業の推進の見通し、その他諸般の事情を考慮すると、引受先に引受けてもらえない事情等により、株式併合後においても1株につき22円としたものであります。

(4) 株式併合効力発生日と新株予約権の発行日が近時である理由

新規事業の中には、既にその立上げ準備に着手しているものもあり、一日も早い資金導入を必要とするため、発行日を株式併合の効力発生日の翌日にしました。

3、当該新株予約権を第三者割当とした理由

(1) 第三者割当とした理由

株主割当、公募等では目標金額の調達ができないということも考えられますが、この度は単なる資金問題のほかに投資家自体による新規事業の支援という特殊な事情が存在するため、計画実現及び条件を満たす可能性の高い第三者割当としたものであります。

また、経営を円滑且つ安定的に運営する観点からも長期安定株主構成を重視したことによります。

(2) 併合後の保有比率について

当該新株予約権は、その行使後においては発行済株式総数の74.5%に相当しますが、これを1社で保有することはありません。

以上